

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 29 年 9 月 4 日(月) 開会 9 時 30 分
閉会 11 時 28 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情(平成 29 年陳情第 4 号)
 - ②二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の制定について(町長提出議案第 38 号)
 - ③二宮町手数料条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 39 号)
4. 出席者 野地委員長、善波副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員、柳川委員、二見議長
- 執行者側
- ①政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長
 - ②町長、副町長、都市部長、都市整備課長、計画指導班長
 - ③町長、副町長、消防長、消防本部参事兼消防課長、予防班長
- 傍聴議員 7 名
一般傍聴者 2 名
5. 経過

①所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情

(平成 29 年陳情第 4 号)

- 委員長 お諮りする。本陳情について、議会基本条例第 15 条の規定により、陳情者の意見と聴くこととするが、ご異議はないか。
(「異議なし」との声あり)
ご異議なしと認める。本陳情について日野様がお出席されている。それでは 10 分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

<趣旨説明>

(趣旨説明：日野氏)

- 日野氏 所得税法第 56 条廃止を求める意見書の採択のお願いに来た。この第 56 条は家族の給料は経費と認めないという特例の条項である。廃止したい理由は主に 3 つある。第一に、家族経営で働く配偶者、子どもの人権を踏みにじっていること。
第二に、女性の活躍、1 億総活躍の妨げ。第三に、小規模家族経営の

持続的発展の障害になっていること。

さらに第一の理由について言うと、配偶者や子どもの働き分を、給与としての経費計上を認めず、配偶者や子供の働き分は家族経営主の働き分とする特例で条項ある。また、封建的家長制度の名残であり、配偶者や子どもは事業主の付属のように扱われる。配偶者は女性が多数であり、差別されている。2016年3月に国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に所得税法第56条の見直しを勧告した。その後の国会答弁では、検討課題で検討対象としているとしている。女性議員の皆さん、皆さんが連れ合いの付属物などという扱いを受けていることをどう思うのか。とても悲しいことである。家族経営における女性の人権を回復させるために、所得税法第56条を廃止させていただきたい。

第二の理由について述べる。社会では男女共同参画が重要視され、安倍政権は1億総活躍の実現を強調している。所得税法第56条により、家族経営において専従者控除は配偶者86万、その他の子どもは50万とされている。この金額は最低賃金の半分であり、家族経営において女性の活躍を妨げるものである。働き分に応じて給与が認められて、初めて家族経営においても女性の活躍が図られる。

第三の理由について述べる。小規模企業は2014年4月に消費税が8%に増税され、加えてアベノミクスによって原材料の高騰し、売り上げが減少と増税分の価格転嫁が困難で廃業が増えている。政府は2014年6月に小規模企業振興基本法を作り、小規模企業の事業継続を支援するために、国と自治体に振興計画づくりを義務付けた。小規模企業の事業継続を妨げるものは消費税と低すぎる課税最低限、応能負担原則に反する国保や社会保険料負担である。第56条を廃止し、家族の働き分を給与として経費計上することによって、重すぎる税と社会保障負担がいくらかでも経営につながり、事業継続に資することになると思われる。以上の理由により、採択することで国の背中を押していただきたい。

＜陳情者に対する質疑＞

桑原 白色申告について伺う。白色申告は帳簿をつけることなく、配偶者の控除は86万円、その他の家族控除は50万と優遇されていると思うが、第56条が廃止された場合、税の申告方法がどのように変わるのか教えていただきたい。

日野氏 現在、白色申告でも記帳は義務付けられている。働き分に応じて経費として計上されれば、個別に申告し税を負担する。86万の控除があると言うが、86万以上は経費と認められず、給料として計上することができない。100万、200万でも計上して申告の対象となるようなら改めて自分たちの申告をし直す。

桑原 税務の申告でも、法人から白色申告でも、本人の考え方、選択者の都合により制度の混乱を招くと思うが、いかがか。

日野氏 制度の混乱というより青色申告は税務署から許可された人しかできない。自分の意思で申告するのは白色だけである。

- 二宮 社会保障の軽減とおっしゃったがその内容について教えていただきたい。
- 日野氏 就業者が多い厚生年金になるが、一人あたりに対する国保の負担がとても大きい。具体的な数字については後日提出し直したいと思う。普通に会社で勤めて天引きされるよりは、国保の負担はとても大きい。
- 二宮 具体的な数字は無いので社会保障の軽減の趣旨説明は、本日は分からないということで、今回の話は、根拠はなかったと考えてよいか。
- 日野氏 社会保険は会社負担なので、個人の負担は半分である。しかし、国保は全て個人で払わなければならないので負担が大きいということである。根拠がないところまで言われると残念だが、今回具体的な数字をあげられないのはこちらにも落ち度があった。改めて申し訳ないと思う。
- 杉崎 平成 23 年にも同様の陳情が出ているが、中小企業、零細企業の配偶者は全員働いているという前提で 86 万しか認めないという話だが、中には働いていない方もいる。そのへんの数字は分かるのか。
- 日野氏 全額認めろということではない。働いた分に応じてということである。
- 杉崎 そうではなく、全員が働いているとは限らず、事業主だけで間に合う場合がある。その数字についてつかんでいるのかを聞いているのである。
- 日野氏 意見がかみ合わない。働いていない方は計上していない、働いている方のみが計上している。
- 杉崎 そうではなく、白色業者の中で配偶者が手伝わず個人事業主一人でやっている方の数字はつかんでいるのか。
- 日野氏 話がかみ合わない。正直に申告している。中小企業が全て幫助を求めているわけではない。数字をつかんでいるか、つかんでいないかではなく申告している人は全て働いている。
- 委員長 数字をつかんでいるかという質問に対してはつかんでいないということよろしいか。
- 日野氏 はい。
- 杉崎 第 56 条が廃止された場合の申告はどうするのか。
- 日野氏 申告の金額に応じて所得税の申告と変わらない。もともとの収入が無ければ申告できない。的確な申告をするので心配いらない。
- 二見 青色申告の際、税務署長への届出が支障をきたす理由を教えてください。

- 日野氏 税務署長には取り消す権限がある。何かの不都合で青色申告が認められず、届出が却下される場合がある。
- 二見 税務署長から却下された事例はあるのか。
- 日野氏 具体的には聞いていない。
- 二見 税務署長に青色申告すれば許可が出る。商売している人はきちんと帳簿をつけている。ぜひ青色申告の申請をしてほしい。

<執行者側への参考質疑>

なし

休憩 9時49分
(傍聴議員の質疑：渡辺議員)
再開 9時55分

<意見交換>

なし

<討論>

なし

<採決>

委員長 それでは陳情第4号を採決する。陳情第4号を不採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって陳情第4号は不採択と決定した。

暫時休憩 9時55分～9時59分

②二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の制定について (町長提出議案第38号)

<補足説明>

都市部長 条例の条項でポイントとなる箇所について、概要を計画指導班長より説明する。

計画指導班長 町では、関係法令に基づき「二宮町開発指導要綱」を制定し、開発事業に対する指導を行ってきたが、近年の社会情勢の変化に伴い、多種多様な土地利用が図られており、要綱による指導では周辺住環境との調和や事前周知が困難な状況となっている。そこで、この度、開発事業における手続や基準等を見直し、要綱を条例化することにより、法的な拘

束性を高めていく。一定規模以上又は、特定する開発事業においては、その計画の早い段階で開発の構想をオープンにさせ、周辺住民と事業者が意見を交わす「対話」の場面を設けるとともに、町民、事業者、行政が相互に協力や理解をしながら、住環境と調和がとれた開発事業の適切な指導を図っていく。

第2条の定義について、この条例において、町民とする者や、開発事業に該当する行為や区域、周辺住民の範囲を定義している。第3条、町の責務と第4条、町民及び事業者の責務であるが、町と町民及び事業者の責務について定めるとともに、相互に協力し合うこととする。

第2章、開発事業に関する手続について、現在、運用している「開発指導要綱」の内容をベースに、手続や基準を定めている。

第3章、開発事業に係る紛争の予防及び調整だが新たに、開発事業に係る紛争の予防及び調整について定めた条項である。第32条、計画等における配慮事項であるが、事業者は、計画策定及び、工事に当たり、周辺住民との紛争を防止するよう努めるように定めている。第33条あっせんであるが、周辺住民と事業者から、申出があったときは、町があっせんを行い紛争の解決に向けて努める。また、あっせんのための開発事業紛争相談員を置くことができるとしている。第34条、調停であるが、あっせんを打ち切った場合、調停に移行するよう勧告することができることとしている。第35条、紛争調停委員会の設置等であるが、紛争の調停に関する事項を審議するため、開発事業紛争調停委員会の設置について定めている。これについては、12ページ下部から13ページにかけて記載があるが、開発事業紛争相談員、開発事業紛争調停委員会委員の報酬額について、附則により、「特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例」の一部を改正し、これを定めた。（議案別添の「資料1」参照）なお、これらは、案件発生により開催するものであり、定期開催するものではない。第36条、あっせん又は調停のための要請と第37条、工事の着手の延期又は工事の停止の要請であるが、あっせんや調停のために、工事関係者の出頭や、関係図書の提出を求めるとともに、事業者へ工事着手の延期又は工事の停止を要請することができることとしている。第38条、あっせん又は調停のための要請に応じない場合の措置等であるが、出頭や関係図書の提出、工事着手の延期若しくは工事停止を要請でき、応じないときは、その旨を公表することができることとしている。第39条、手続の非公開であるが、あっせん及び調停の手続は、公開しない。

第4章の雑則について、第40条、適用除外であるが、都市計画事業、土地区画整理事業等について、第2章の規定は適用しないということ定めている。第41条、地位の継承であるが、開発事業の相続人や開発区域の土地の所有権等を取得した者の承継について定めた。第42条、工事の停止、中止等の勧告と第43条、是正命令等であるが、事業者が手続きに反した場合、工事の停止や中止等を勧告することができる。勧告を受けた事業者が従わないときは、是正措置を命ずることができる。第44条、立入検査等であるが、開発区域内の立入検査をするとともに、事業者へ、必要な資料の提出及び報告を求めることができる。第45条、公表であるが、勧告に従わない事業者、是正命令に従わない事業者の氏名や、違反の事実等を公表することができる。第46条、委任事項とし

て、条例に定めていない部分は規則に定めることとしている。

第5章、罰則について、第47条、罰則であるが、事業者へ是正措置を命ずることができるとともに、その命令に違反した者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとしている。第48条、両罰規定として、法人の代表者や、使用人等が違反をしたときは、その者の他、その法人に対しても、50万円以下の罰金刑を科すとしている。

<質疑>

柳川

第33条と第35条の紛争相談員と紛争調停委員について、任期や報酬が出ているが、具体的にはどのような方がなるのか。別表第2、開発事業の整備基準の7に駐車場のことが規定されているが、これは1台からでも適用されるのか。また、11に建築物の建築を伴わない土地とあるが、建築を伴わないとは、どういうことか。

都市整備課長

紛争相談員について、まだ確定していないが、近隣の同様の条例を持つ自治体を参考に委嘱をしていく予定である。具体的には、司法書士の方がやっている場合が非常に多い。いろいろ相談をした際に、法的な手続きについて法律に詳しい方ということで司法書士の方が多い。一般の方がやっている自治体は確認できなかった。紛争調停委員については、3名から4名程度を任命するが、学識経験者、建築や都市計画を専攻している大学の先生、弁護士、紛争相談員と同じく司法書士がなっているケースが多く、町としても同じように考えている。15ページの別表の7にある駐車場の施設ということで、これについては、あくまで開発行為自体が敷地面積500㎡、坪で言うと150、160坪程度の造成等をした場合と、今回大きく変わったところであるが、500㎡以下であっても葬儀場や墓地等の特殊な案件について規定しているものであり、駐車場だけ1台分を造る際に、この条例を適用されるのかというと、そのようなことはない。16ページの11建築物の建築を伴わないもの土地利用について具体的なものであるが、まさに今申し上げた墓地や駐車場、資材置き場である。

柳川

建築物の建築を伴わない土地利用について、面積は関係ないのか。

都市整備課長

墓地や駐車場、資材置き場は面積規定を設けていない。ただし、市街化区域で駐車場を造るといった場合は、特段開発以外の申請が必要ないものであるため、実際に市街化区域でやった時にこの条例に適合するかというと、相談に来てもらえれば分かるが、なかなかそんなには来ないかと考えている。一方、調整区域の場合、よくあるのが農地を資材置き場や駐車場に変えるというものがあるが、これは農地法の関係で農地転用が必要となり、その時点で行為が起きることが分かるため、産業振興課と連携して条例に適合するような形で審査していきたい。

二宮

14ページの3で排水施設に規則で定める基準により整備することとあるが、開発するところは傾斜地も多いだろうし、そうなると、ゲリラ豪雨で想定外が想定内になりつつある現代に、その規則自体は今の

自然状況に合っているものなのか。

都市整備課長　今回、条例の上程ということで、規則も案としては持っているが、条例を制定してから出すものであるため、皆様にお示しできていない。実際には、神奈川県が開発行為の指導の基準になるため、それを加味した計算式等を定めていくことになる。おそらく時間雨量、1時間あたりの降水量 51 ミリを基準にしてやっていくことになる。

二宮　　降水雨量 51 ミリというのは、これまで水が流れるU字溝が 20 センチだとするとどれくらいの大きさになるのか。

都市整備課長　実際には流量計算と言われる計算式を使用するが、具体的にこれまでどう変わるかは造成地の上がどのようになっているか、下も川が近くにあるか、川に流れている水量、川までの距離等の諸条件によって変わってくるため難しい。ひとつ言えることは、ここでいう時間 50 ミリの排水とは、1時間に 50 ミリ程度の雨が降り続けた場合であり、よくゲリラ豪雨で1時間に 100 ミリ程度降ったと言うが、1時間もし振り続けたら 100 ミリになるということで、実際には 10 分、15 分間だけだったりする。実際に 50 ミリが降り続けるとそのような量である。これまでもだいたい 50 ミリではやっていたはずで、道路の途中で溢れるということは、流れを途中で阻害するようなもの、例えば曲がり角が多い等である。そのため時間 50 ミリがゲリラ豪雨に対応できるかということ、単純に計算式上はできるはずである。今後は、途中で道路に溢れたり、冠水したりすることがないような指導を行っていきたい。

二宮　　とある場所にその場所に合っている排水溝があるが、やはりゲリラ豪雨で溢れてしまう。今の自然状況に合った規定とするよう要望する。短時間で降った場合でもきちんと排水が可能なシステムを作っていたきたい。

桑原　　県の道路沿いに用途区域として近隣商業地域の線引きがされているが、この条例が制定されるとどう変わってくるのか。

都市整備課長　県道の秦野二宮線沿いの土地であるが、用途地域の指定自体は開発の条例とはまた別で、都市計画法で定めているもので、最終的な決定権は神奈川県にある。5 年ごとに見直しをしているが一昨年終わったばかりで、この条例ができたことによって見直すということはない。

桑原　　開発指導要綱はなくなるのか。また、県からの指導はこれからも続くのか。

都市整備課長　開発指導要綱はこの条例を以って廃止となる。県からの指導についてだが、あくまでこの条例は、町独自の条例として基準を定めたものであり、開発の許可権は神奈川県であるため、県の指導や協議は継続する。

杉崎 附則で30年1月1日から施行となっているが、今は9月3日で、あと3か月ある。その間に申請されれば、開発指導要綱で、これよりも短い時間で済んでしまう。こうした場合、どのように対応するのか。これに係るように引き延ばすのか、悩ましいところだが、どうするのか。

都市整備課長 今回の条例は、ここで上程させていただいて、神奈川県のご指導もあるが、やはり住民とか事業者に、一定期間周知したあとで始めなさいということで資料をいただいているので、1月1日とさせていただいている。当然、今の開発指導要綱も1月1日をもって廃止という形になるが、1月1日までに申請が来た場合は、やはり今の開発指導要綱で協議していくような形となると思う。

杉崎 しつこいようだが、それがもう取りかかってしまえば、1月1日以降も開発指導要綱でいくということか。例えば、12月くらいに申請が出て、ひと月で終わらなかつたら、1月からこの条例が施行されてしまうわけだから、どちらを適用するのか。取りかかった時点でingになってしまえば適用で生きているのかどうか。

都市整備課長 今回の条例では、構想の届出というのが新たに入っている。12月中に申請が来た場合はいきなり事前協議書というのから始まる。事前協議書を受理している時点で、1月になったからといって、遡って構想から出し直しということはできないと思うので、やはり12月中に出されたものは旧の要綱でいくようにせざるを得ない。

善波 この中で、規則に定めるものというのが、第2条(4)のAの部分と、2ページ目の第5条(3)、11ページの第40条(4)に記載されているが、その規則の内容を具体的にご説明願いたい。あと、これは病院、学校、福祉施設等の公的な建物に対してもどの程度の許容範囲があってあれしていくのか、そのへんを。

都市整備課長 規則については、すみません、ここでお示しできず申し訳なかったが、実際に規則に委任するのは条例の作り方で、どうしても細かい内容は規則の方で定めるということになっているので、またそのへんは後日皆さんにお示ししたいと思っております。あと、病院とか学校の関係だが、こちらは公的かどうかという判断を、当然許可権限のある神奈川県の方で事前に判断するので、それが公的なもので、開発行為としての許可が必要ないということで件が判断すれば、うちの方もこの条例には入ってこないという形になると思う。ただ、公共施設との接続であるとか、先ほど二宮議員が言われていた排水であるとか、周囲の安全性であるとか、そういう面からみると、ここ最近というか数年前から、公的なものであっても、開発の手続きは踏んで、町とか県とか協議をしていくような方向になっているが、おおよそのものが、協議が必要になってくる。一番直近で言うと、釜野のリンゴ園の脇にできた「そしん」も、公的であっても、町とは協議しているし、県の許可も取っている。

善波 規則に関してはできるだけ早く公表していただきたい。それから、病

院・学校とか福祉施設とおっしゃったが、福祉施設の方は以外と乱開発が目立っているのです、そのへんは今後注視していただきたい。

二見

規則についてだが、(別表の) 11 番、建築物の建築を伴わない土地利用ということで、その中に墓地があるとおっしゃっていたが、今現実に緑が丘で墓地がつくられているが、規則で定めるところによる、宅地から何メートルのところにはできないとか、そのへんはどうか。あと、業者の手続きによるものは、ほとんど日数が書いてあるが、行政側からの方はほとんどが「速やかに」という表現になっている。日数はぼやかしているのか。速やかとは何日くらいのことか。

都市整備課長

まず墓地については、今回は墓地等を造成するときに、町民にいち早く知ってもらうために、対象として協議をするような形にしている。ただ、この部分については、墓地埋葬法、他の法律になる。上位の法律が、造成工事は都市計画法で定めているものなので、今回の条例はあくまで都市計画法を補完するための条例。ただその中に町の事情で墓地のこととか、ペット霊園とか、都市計画法に無いものを入れている。これはあくまで住民に早く知らせる協議ができるようにということであって、墓地自体をこの条例の中でできないとか、何メートル以内はできないとかこの土地はダメですとか、そのようなことを規定できない。あと、町の協議を速やかにという点だが、確かにこちらは日数を規定していない。町としては、現在の要綱であってもできるだけ早くやるようにしている。おおよその目安でいくと、業者の提出であるとか、2週間くらいでやっているが、町の方はだいたい1週間から10日あれば、その返事をするような処理をしているような現状があるので、それはそのまま目指していきたいと考えている。

休憩 10時32分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員・添田議員・小笠原議員)

再開 11時02分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第38号を採決する。議案第38号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第38号は可決と決定する。以上で議案第38号の審査を終了する。

③二宮町手数料条例の一部を改正する条例(平成29年陳情第39号)

<補足説明>

消防長

参事より、資料について補足説明をするのでよろしく願います。

消防本部参事

今回の条例は、国が定めている手数料の標準に関する政令の全部を手数料条例に反映するため、別表 2 の全部を改正させていただくもので、たいへん大きな表となっている。この表には、さまざまな名称が出てくることから、委員会審議にあたり、別表 2 にある危険物施設を分かりやすくするため、危険物施設一覧として、今回写真・イラスト付きの資料をお配りした。一覧資料には、二宮町における施設の数に記載してあるので、ご審議の参考としていただきたい。

今回の改正は、複雑・多様化する社会情勢における危険物の安全基準の強化と関連技術の進歩を背景に改正するものだが、まず安全基準の強化とはどういうことかという点、危険物施設の劣化による流出事故が多くなっていた状況から、早期の発見が難しく、漏えいしたときには土壤汚染となり、大きな問題となるような本日お配りした一覧表 2 枚目の中段右側の地下に埋められた鋼製タンクの劣化による漏えい防止については経過年数、外面の塗覆装の種類、厚さに劣化を防ぐ処理が義務付けられている。また、関連技術の進歩とは、埋まったままの状態でも劣化を防ぐ技術が普及し、地下タンクの漏えい防止対策には、内面コーティングや、電気防食が認められているということである。地下タンクを例として説明させていただいたが、これら危険物施設の検査は、製作地や設置場所等のいずれかの消防本部が実施することになっているので、国は手数料の標準を定める政令をもとに、全国の消防機関に対して、統一的な検査基準なども示している状況にあることから、総合的に見て現在の抜粋した構成を見直して、手数料の標準を定める政令の全部を、手数料条例に反映して、消防が行う業務について、的確な対応ができるようにすることが必要と考えて行うものである。また、工業専用地域が二宮町にあるため、建築基準法や消防法の基準を満たせば、建設可能なものもあるため、法令を根拠に、政令に準拠することが必要と考え、上程させていただいたものである。

<質疑>

二見

条例の、二宮に該当する施設、該当する条例の場所、どこが該当するのか、右上に 1 施設と書いてあるが、二宮に該当する条例がどこになるのか。

予防班長

町内にある施設の、今回の改正条例案の位置であるが、まず議案をご覧いただき、1 か所ある屋外貯蔵所という施設が、2 ページの 2 の項の 2 の、右欄イ号で掲げられているもので、指定数量の倍数が 10 以下の (1) に該当する。3 ページの屋外タンク貯蔵所は、上段にロ号があるが、個々の (1)、指定数量の倍数 100 以下というのが該当する。続いて 7 ページの中段右欄、チ号の地下タンク貯蔵所に関する区分ということで、こちらについては (1)、(2) それぞれ 100 倍以下又は 100 倍を超えるというタンクも町内に存しているという状況。続いて 8 ページの取扱所として中の欄 3 の項の右欄に給油取扱所、こちらが一律で 52,000 円ということで、町内に 1 件存しているということである。一般取扱所として、9 ページのへ号で、こちらの 10 倍以下と 10 倍を超え

るもの、この(1)、(2)の区分に該当するものが、町内に存している
ということである。

休憩 11時20分

(傍聴議員の質疑：露木議員・添田議員)

再開 11時28分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第39号を採決する。議案第39号を原案のとおり、可決
することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第39号は可決と決定する。以上で議案第39号の審査を終
了する。

閉会 11時28分